

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会  
平成31年2月14日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1800131号  
厚生局事案番号 : 東北(国)第1800019号

## 第1 結論

請求期間①、②及び③については、国民年金保険料(以下「保険料」という。)を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和49年1月から昭和54年3月まで  
② 昭和54年4月から昭和57年3月まで  
③ 昭和57年4月から昭和60年12月まで

私は、昭和48年4月にA大学に入学し、実家があるB県C市からD県E市へ転居しており、住民票を移した時期は覚えていないが、すぐには移さなかったと思う。また、同大学卒業後は同大学大学院に進学し、請求期間①、②及び③は学生であった。

私は、学生時代にC市に居住する両親から、私の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していると何度か聞いており、結婚するまで両親と同居していた私の妹も、両親が、私が結婚するまでは私の保険料を納付すると言っていたことを覚えている。また、昭和59年4月に結婚しており、その後の保険料は自分たちで納付したと思う。

しかし、国の記録では、請求期間①及び③は国民年金の未加入期間、請求期間②は保険料の未納期間とされているので、各請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、C市に居住する両親が請求者の国民年金の加入手続きを行い、請求者が結婚するまでの保険料を納付していた旨主張しているところ、請求者の妹も時期は定かではないが、両親から請求者の保険料を納付しているということを聞いた記憶がある旨陳述している。

しかしながら、請求者に係る改製原附票によると、請求者は昭和 48 年 4 月 8 日に E 市に住所を定めており、請求期間①、②及び③については同市に住民登録していることが確認できることから、制度上、C 市において請求者の国民年金の加入手続を行うことはできない。

また、「国民年金手帳番号割振設定表」によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 7 月 2 日に E 市に対して払い出されていることが確認できる上、請求期間③のうち結婚後は、請求者の妻が共済組合員であったことから、請求者は国民年金の任意加入対象者であり、国民年金の加入の申出をした日に被保険者資格を取得するところ、請求者に係る同市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、請求者は、昭和 61 年 1 月 8 日に国民年金任意加入被保険者の資格を取得していることが確認できることから、請求者の国民年金の加入手続は、同市において同日に行われたものと推認できる。

さらに、請求者は、請求期間①、②及び③は、A 大学の学生であった旨陳述しており、同大学及び同大学大学院は、請求者について、昭和 48 年 4 月から昭和 52 年 3 月までの期間は大学、同年 4 月から昭和 55 年 3 月までの期間及び昭和 57 年 4 月から昭和 63 年 3 月までの期間は大学院、昭和 55 年 4 月から昭和 57 年 3 月までの期間及び昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの期間は大学院研究生（以下「研究生」という。）として在学していた旨回答しているところ、請求期間①、②及び③当時、20 歳以上の学生は国民年金の任意加入対象者であり、前述のとおり、請求者の国民年金の加入手続が行われたと推認できる昭和 61 年 1 月 8 日の時点（以下「加入手続時点」という。）では、請求期間①及び③に遡って国民年金に加入することはできない。

加えて、請求者に係る E 市の上記被保険者名簿によると、請求者は、昭和 54 年 4 月 1 日に国民年金の強制加入被保険者資格を取得し、昭和 57 年 4 月 1 日に喪失しており、前述のとおり、昭和 61 年 1 月 8 日に任意加入被保険者資格を取得していることが確認できる。また、請求者に係る F 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、保険料の納付状況を記載する昭和 54 年 3 月の欄には未加入期間を意味する「本月迄無資格」の押印があり、昭和 57 年 4 月から昭和 60 年 12 月までの欄には斜線が引かれ、同年 12 月の欄にも同様に「本月迄無資格」の押印が確認できる。

これらのことから、請求期間①及び③は国民年金の未加入期間であり、制度上、当該期間に係る保険料の納付書は発行されないことから保険料を納付することはできない。

また、請求者に係る E 市の上記被保険者名簿によると、前述のとおり、請求期間②は国民年金の被保険者であることが確認できるが、請求期間②に係る保険料の納付記録は確認できない上、請求者の国民年金の加入手続時点において、昭和 54 年

4月1日に遡って被保険者資格を取得し、請求者が大学院生となった昭和57年4月1日に被保険者資格を喪失したと推認できることから、請求者の国民年金の加入手続時点では、請求期間②の保険料は時効により納付することができない。

なお、請求期間①、②及び③当時、学位が授与されない課程の研究生は、国民年金の強制加入対象者であったところ、A大学大学院は、研究生には学位は授与されない旨回答していることから、請求者は研究生であった昭和55年4月から昭和57年3月までは国民年金の強制加入対象者であり、請求期間②のうち昭和54年4月から昭和55年3月までは、国民年金の任意加入対象者であったと考えられるが、前述のとおり、請求者は昭和54年4月1日付けで国民年金の強制加入被保険者資格を取得している。その理由について、E市は、当時の取扱いについての記録が無いため不明である旨回答しているものの、同市の上記被保険者名簿の備考欄には、「48.4～52.3 大学生 52.4～54.3 大学院生 57.4～ 大学院生」と記載されていることが確認できることから、同市では、請求期間②について、請求者は学生ではなかったと認識していたものと考えられるところ、当該記載内容については、同市では把握できない事項であり、請求者の国民年金の加入手続を行った者から同市に対して伝えられたものと考えられる。

さらに、請求者に係るF市の上記被保険者名簿によると、保険料の納付状況を記載する昭和54年4月から昭和57年3月までの欄には「未」と未納を意味する記載が確認できる。

加えて、国民年金手帳記号番号検索システム及びオンライン記録において氏名検索を行ったが、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、請求者は、両親は高齢で当時の記憶は曖昧であるとしており、両親への聴取を希望していないことから、請求者の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況について確認することができない上、請求者は、結婚後の保険料は自分たちで納付したと思うがよく覚えていない旨陳述しており、保険料の納付状況が不明である。

このほか、請求者が請求期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の保険料を納付していたものと認めることはできない。